

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（特定一種病原体等及び特定一種病原体等の所持に係る法人）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第五十六条の三第二項の政令で定める法人は、国立大学法人長崎大学とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂